

消費税率の改定に伴うし尿汲取券の取扱いなどについて  
(皆野・長瀬下水道組合からのお知らせ)

令和元年10月1日から「消費税及び地方消費税」(以下「消費税」)の税率が8%から10%に引き上げられることになりました。

これに伴い、下水道使用料、市町村整備型の浄化槽を設置している場合の浄化槽使用料と清掃料、し尿汲取手数料(汲取券)は金額が変わります。ご理解の程よろしくお願ひします。

<Q&A>

Q、いつから10%消費税になるのですか？

A、下水道使用料は上水道のスケジュールと一緒に10月以降の検針日から、浄化槽使用料、し尿汲取券は10月1日以降に使用分からです。

Q、し尿汲取券の金額はいくらになるのですか？

A、	【8%】		【10%】	
0.5樽券(18%)	169円	→	172円	(増税分 3円)
1樽券(36%)	338円	→	344円	(増税分 6円)
10樽綴(1冊)	3,380円	→	3,440円	(増税分 60円)

Q、今まで使っていた汲取券は使えますか？

A、使用できます。ただし、その場合は3円、6円、60円と不足が生じますので、3円補助券をお買い求め頂き、併せてご使用下さい。

ただし、消費税率5%当時の汲取券(330円・36%)や4円補助券は使用できませんので、それらは払戻の手続きを組合でおこなって下さい。

Q、新しい汲取券はもう販売しているのですか？

A、新しい汲取券は皆野・長瀬の役場、農協、他各汲取券販売店にて既に販売しています。なお、新しい汲取券は皆野・長瀬どちらでも使用購入できる共通券(緑色)となりました。

3円補助券は皆野・長瀬両町の役場、農協でのみ販売しております。